



保安業務ガイド

点検・調査



経済産業省
特別民間法人高圧ガス保安協会



はじめに

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号、以下、「液化石油ガス法」という。）は、平成8年3月31日に改正法が公布され、平成9年4月1日に施行されました。これにより保安機関制度が創設され、3年間の経過措置期間を経て、平成12年4月1日より全面施行されました。それ以後、保安機関の専門化による保安技術の高度化、保安サービスの向上等、液化石油ガスによる災害を防止するために、保安業務の的確な遂行が求められています。

平成8～11年度に液化石油ガスにおける保安業務7区分について、主として「法規編」の解説書を作成し、法令の周知・徹底を図って参りましたが、平成12年度より保安業務区分ごとに業務手順を解説したガイドブックとして『保安業務ガイド』を作成し、シリーズ化しました。

本シリーズは、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が保安業務を的確に遂行するために参考としていただくものとして纏めておりますので、活用していただければ幸いです。

本書の編集等について

LPGガスの事故は、マイコンメータ、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器等の安全器具の普及により、消費者ミスによる事故が大幅に減少しましたが、販売事業者（保安機関）の不適切な措置や維持管理に問題のある事故が多く見られたことから、『点検・調査』の適切な実施と基準に適合しない設備の改善等、維持管理を適切に実施することが求められています。

このため、平成12年度の通商産業省委託事業において保安業務区分の「周知」、「緊急時連絡」及び「緊急時対応」に関する保安業務ガイドを各々作成しましたが、平成13年度の経済産業省委託事業において保安業務区分の「供給開始時点検・調査」、「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」及び「定期消費設備調査」に関する保安業務ガイドとして「点検・調査」を作成し、本シリーズに追加しました。

本書は、保安機関並びに液化石油ガス販売事業者が「点検・調査」時に実施すべき、法令で規定された事項及び保安の確保に必要な不可欠と考えられる事項について、より具体的な業務上のポイントをわかりやすくとりまとめております。

なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和6（2024）年4月1日時点の法令を基にしております。

また、本書では、保安業務の理解を深めていただくことを優先にした記述・表記等にしていますので液化石油ガス法以外の事項が適宜含まれることを承知していただくとともに、法令等の正確な表記等については、法令集等をご参照ください。

も く じ

第1章 点検・調査の保安業務

1

1. 点検・調査の区分 1
2. 点検・調査の保安業務と販売事業者 2
3. 点検・調査項目及び回数 3
4. 点検・調査を行える者 7
5. 点検・調査に必要な機器類 7
6. 点検・調査の業務における相関 8
7. 保安機関の責務 8
8. 委託契約等の締結 11
9. 基準に適合していない設備の取扱い 13
10. 記録 14
11. 教育訓練 15

第2章 容器交換時等供給設備点検

17

第3章 定期供給設備点検

23

1. 1年に1回以上の定期供給設備点検 23
2. 4年に1回以上の定期供給設備点検 25

第4章 定期消費設備調査

39

1. 消費設備調査の概要 39
2. 消費設備調査の方法 39
3. 給排気 44
4. 警報器 63
5. 手動復帰式自動ガス遮断器 65

第5章 質量販売と保安業務

67

第6章 バルク供給設備に係る保安業務

75

参考資料

93

【凡例】

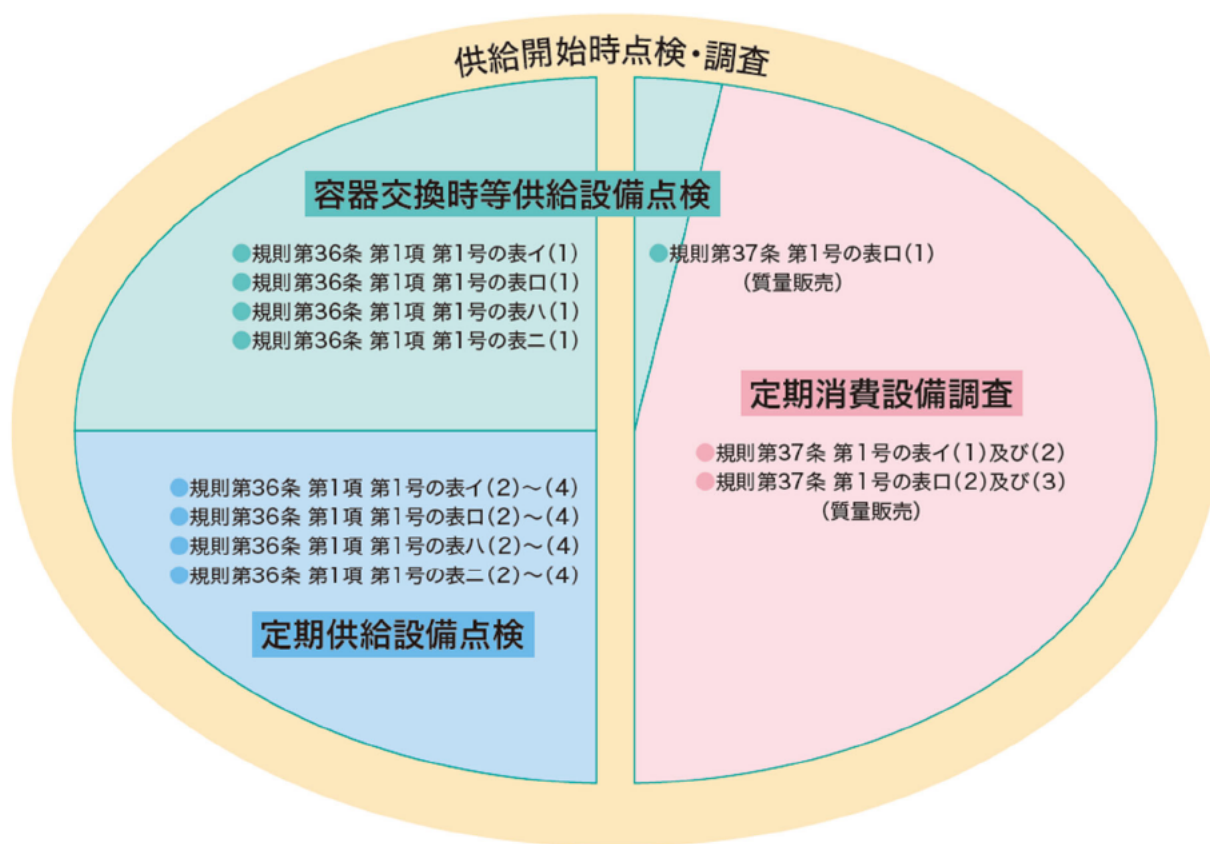
このテキストで用いた法令名等の略称とその正式名称は、次のとおりです。

- ▼「法」又は「液化石油ガス法」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和42年12月28日 法律第149号)
- ▼「施行令」又は「液化石油ガス法施行令」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
(昭和43年2月7日 政令第14号)
- ▼「規則」、「施行規則」又は「液化石油ガス法施行規則」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(平成9年3月10日 通商産業省令第11号)
- ▼「保安業務告示」
 - 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第122号)
- ▼「供給・消費・特定供給設備告示」
 - 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第123号)
- ▼「強制排気式燃焼器告示」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める件
(平成19年3月13日 経済産業省告示第65号)
- ▼「屋内設置告示」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき
容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件
(平成9年3月25日 通商産業省告示第142号)
- ▼「認定販売事業者告示」
 - 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第121号)
- ▼「通達」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
(20190308保局第5号 平成31年3月15日)
- ▼「例示基準」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
(20210203保局第1号 令和3年2月25日)
- ▼「器具省令」
 - 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
(昭和43年3月27日 通商産業省令第23号)
- ▼「特定保守製品省令」
 - 経済産業省関係特定保守製品に関する省令
(平成20年3月28日 経済産業省令第26号)
- ▼「特監法」
 - 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
(昭和54年5月10日 法律第33号)
- ▼「特監則」又は「特監法施行規則」
 - 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則
(昭和54年10月11日 通商産業省令第77号)
- ▼「消安法」
 - 消費生活用製品安全法
(昭和48年6月6日 法律第31号)
- ▼「消安則」又は「消安法施行規則」
 - 消費生活用製品安全法施行規則
(昭和49年3月5日 農林省・通商産業省令第1号)
- ▼「高圧法」又は「高圧ガス法」
 - 高圧ガス保安法
(昭和26年6月7日 法律第204号)
- ▼「液石則」
 - 液化石油ガス保安規則
(昭和41年5月25日 通商産業省令第52号)
- ▼「ガス事業法」
 - ガス事業法
(昭和29年3月31日 法律第51号)
- ▼「青本」→ 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領 (KHKS 0738) [特別民間法人高圧ガス保安協会発行]
- ▼「黒本」→ ガス機器の設置基準及び実務指針[（一財）日本ガス機器検査協会発行]
- ▼「業務用黒本」→ 業務用ガス機器の設置基準及び実務指針[（一財）日本ガス機器検査協会発行]
- ▼「ガス警報器」→ 平成22（2010）年よりガス警報器工業会では、「ガス漏れ警報器」を「ガス警報器」と呼称統一

第1章 点検・調査の保安業務

1. 点検・調査の区分

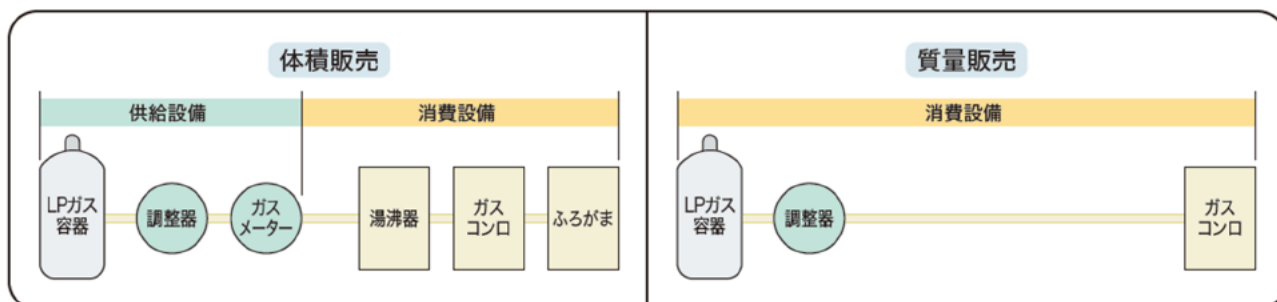
点検・調査に関連する保安業務は、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の4区分である。しかしながら、点検・調査事項は下図のとりの構成となっているため、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の区分の認定を受けた保安機関は供給開始時点検・調査の区分の認定を受けなくても行うことができる。



供給開始時には容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の項目をすべて行う。
(規則第36条 第1項 第1号の点検及び第37条第1号の調査)

参考

供給設備と消費設備の範囲



本ガイドでは容器による供給設備について解説します。
バルク供給設備については第6章に掲載しています。
供給設備点検に係る記載範囲（貯槽については省きます。）



供給設備点検に係る記載範囲

供給設備の貯蔵方式としては容器、貯槽、バルク容器及びバルク貯槽があり、貯蔵能力によって点検項目も異なる。

容器



供給設備（規則第36条第1項第1号表イ）

1トン未満

1トン以上3トン未満

特定供給設備（規則第36条第1項第1号表ハ）

3トン以上10トン未満

貯槽



供給設備（規則第36条第1項第1号表イ）

1トン未満

特定供給設備（規則第36条第1項第1号表ハ）

1トン以上10トン未満

バルク容器



供給設備（規則第36条第1項第1号表ロ）

1トン未満

1トン以上3トン未満

特定供給設備（規則第36条第1項第1号表ニ）

3トン以上10トン未満

バルク貯槽



供給設備（規則第36条第1項第1号表ロ）

1トン未満

特定供給設備（規則第36条第1項第1号表ニ）

1トン以上10トン未満

2. 点検・調査の保安業務と販売事業者

保安を確保するため、販売事業者は以下の2とおりの方法のいずれかで点検・調査の業務を行わなければならない。

販売事業者が自ら保安業務を行う場合



販売事業者
（保安機関）

安全・安心
保安業務



消費者

保安業務を他の保安機関に委託する場合



販売事業者

委託



保安機関

安全・安心

保安業務



消費者

3. 点検・調査項目及び回数（貯蔵設備が容器の場合）

点検・調査項目毎の実施回数に関し、供給設備点検については表1-1～3に、消費設備調査については表1-4～5に各々記載した。

留 意 事 項

①供給設備点検の点検項目と点検の回数（規則第36条第1項）、消費設備の調査項目と調査の回数（規則第37条第1項）が定められている。

②点検・調査は、以下の回数（頻度）で実施する（災害その他やむを得ない事由により点検を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上点検を行うものとする。（以下同じ））。

- 1) 供給開始時（全項目）
- 2) 容器交換時（「参考」参照）
- 3) 1年に1回以上
- 4) 4年に1回以上

③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置

- 1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者に限る。
- 2) 10年に1回以上（規則第50条第2号）
- 3) 5年に1回以上（規則第50条第3号）但し、以下の要件を満たすこと。
認定対象消費者が設置する燃焼器（飲食店以外の場合にはガス湯沸器、ガスふろがま、ガストーブに係る燃焼器に限る。）の全てが以下のいずれかの要件を満たした場合。
イ、CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。
ロ、不完全燃焼防止装置が付けられていること。
ハ、燃焼器が屋外式のものであること。（排気筒を屋内に設置する場合は、当該室内をイ、の基準とすること。）

④次回の点検・調査の実施期限に関し、消費者ごとに基準日を設け、その基準日の前4月以内に実施すれば、基準日に点検・調査を実施したこととみなされる。（規則第36条第1項第2号、規則第37条第2号）

参考

▼充てん容器等の交換時（充てん容器等交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）【規則36条表中イ】

- ・容器交換が毎月複数回の場合 → 毎月1回でも可
- ・容器交換が毎月ない場合 → 容器交換時で可

▼「充てん容器等の交換時（充てん容器等交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない【通達（規則関係）第36条第4項】

(1) 供給設備

①貯蔵能力1トン未満

表1-1

点検項目		供給開始時	容器交換時 ※3	定期供給設備点検				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者 ※1,2		
						10年に1回 ※2	5年に1回 ※2	
1	設置場所	○	○				—	P17
2	火気までの距離	○	○				—	P17
3	充てん容器の腐しよく防止措置	○	○				—	P19
4	充てん容器の温度上昇防止措置	○	○				—	P19
5	充てん容器の転落、転倒、流出防止措置	○	○				—	P20
6	バルブ等の損傷防止措置	○	○				—	P20
7	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○				—	P21
8	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○	—	P22
9	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○	—	P23
10	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○	—	P23
11	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置 （300kg以上の貯蔵設備に係る供給管に限る）	○		○			—	P24
12	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥 （調整器からガスメーターまで）	○			○	○	—	P27
13	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○	—	P28
14	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○	—	P28
15	燃焼器の入口圧力	○			○	○	—	P31
16	危険標識	○			○		○	P36
17	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○	—	P33

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

※3：留意事項（P.3）「参考」参照

②貯蔵能力1トン以上3トン未満

表1-2

点検項目		供給開始時	容器交換時 ※3	定期供給設備点検				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者 ※1,2		
						10年に1回 ※2	5年に1回 ※2	
1	火気を取扱う施設までの距離	○	○					P18
2	充てん容器の腐しょく防止措置	○	○					P19
3	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20
4	バルブ等の損傷防止措置	○	○					P20
5	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○					P21
6	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22
7	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○		P23
8	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
9	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	○		○				P24
10	保安物件との距離	○			○		○	P25
11	滞留防止措置	○			○		○	P26
12	さく、へい等	○			○		○	P26
13	警戒標	○			○		○	P26
14	消火設備	○			○		○	P27
15	屋根又は遮へい板	○			○		○	P27
16	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○		P27
17	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しょく防止措置	○			○	○		P28
18	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28
19	燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
20	危険標識	○			○		○	P36
21	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P33

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「㊟認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

※3：留意事項（P.3）「参考」参照

③貯蔵能力3トン以上10トン未満

表1-3

点検項目		供給開始時	容器交換時 ※3	定期供給設備点検				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2		
						10年に1回	15年に1回 ※2	
1	火気を取扱う施設までの距離	○	○					P18
2	充てん容器の腐しよく防止措置	○	○					P19
3	充てん容器の転落、転倒防止措置	○	○					P20
4	バルブ等の損傷防止措置	○	○					P20
5	バルブ・集合装置・供給管・ガス栓の欠陥（容器から調整器まで）	○	○					P21
6	調整器の欠陥及び液化石油ガスの適合性	○	○			○		P22
7	地下室等に係る供給管の漏えい試験	○		○		○		P23
8	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
9	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	○		○				P24
10	保安物件との距離	○			○		○	P25
11	保安物件に対する障壁	○			○		○	P25
12	滞留防止措置	○			○		○	P26
13	さく、へい等	○			○		○	P26
14	警戒標	○			○		○	P26
15	消火設備	○			○		○	P27
16	屋根又は遮へい板	○			○		○	P27
17	バルブ・集合装置・供給管・配管及びガス栓の欠陥（調整器からガスメーターまで）	○			○	○		P27
18	バルブ・集合装置・供給管及び配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28
19	バルブ・集合装置・気化装置・供給管及び配管の漏えい試験	○			○	○		P28
20	燃焼器の入口圧力（通常の供給設備の点検項目）※4	○			○			P31
21	危険標識	○			○			P36
22	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	○		P33

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項(P.3)「③認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

※3：留意事項(P.3)「参考」参照

※4：法令に規定された点検項目ではないが、自主保安として供給設備（貯蔵能力3トン未満）と同様に点検することが望ましい。

(2)消費設備

①体積販売

表1-4

調査項目		供給開始時	容器交換時 ※3	定期供給設備点検				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2		
						10年に1回	5年に1回※2	
1	地下室等に係る配管の漏えい試験	○		○		○		P23
2	白ガス管等の埋設管漏えい試験	○		○		○		P23
3	地下室等に係る末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○		○				P39
4	配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管の欠陥	○			○		○	P27-39
5	配管の腐しよく防止措置	○			○	○		P28
6	配管の漏えい試験	○			○	○		P28
7	燃焼器の入口圧力	○			○	○		P31
8	気化装置の手動復帰式自動ガス遮断装置	○			○		○	P65
9	末端ガス栓と燃焼器の接続方法	○			○		○	P39
10	予備ガス栓の取扱い	○			○		○	P40
11	燃焼器の適合性	○			○		○	P42
12	警報器	○			○		○	P63
13	開放式湯沸器の給排気	○			○		○	P45
14	半密閉式燃焼器の給排気	○			○		○	P48
15	密閉式燃焼器の給排気	○			○		○	P53
■	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○			○			P14

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

※3：留意事項（P.3）「参考」参照

②質量販売

イ. 内容積20L以下の容器、内容積20L超25L以下（カップリング付容器用弁を有する）で硬質管と接続されていない容器による消費及び移動消費

表1-5

調査項目		最初の引渡し時	LPガスの引渡し時	定期供給設備点検				参照ページ
				1年に1回	4年に1回	認定事業者※1,2		
						10年に1回	5年に1回※2	
1	腐しよく防止措置	○			○	—	—	P69
2	温度上昇防止措置	○			○	—	—	P69
3	充てん容器等の転落、転倒、流出防止措置（5L以下の容器は除く。）	○			○	—	—	P69
4	バルブ等の損傷防止措置（5L以下の容器は除く。）	○			○	—	—	P69
5	調整器の欠陥及びLPガスに適合	○			○	—	—	P69
6	調整器の調整圧力及び閉そく圧力	○			○	—	—	P69
7	燃焼器の適合性	○			○	—	—	P69
■	燃焼器具の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月	○			○	—	—	P14

※1：認定液化石油ガス販売事業者、※2：留意事項（P.3）「㊦認定液化石油ガス販売事業者の特例措置」参照

ロ. イ. 以外による消費（移動消費は除く。）

内容積20L超の場合は、体積販売に係る点検・調査項目と同等です。



4. 点検・調査を行える者

点検・調査を行える者は下表のとおりである。

なお、バルク供給に係る保安業務実施者については、P75「2.点検の実施者」を参照してください。

表1-6

資格者	容器交換時等 供給設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査
液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者	○	○	○
製造保安責任者免状の交付を受けた者	○	○	○
販売主任者免状の交付を受けた者	○	○	○
業務主任者の代理者の資格を有する者	○	○	○
充てん作業者	○ ※1	○ ※1	
協会が行う講習修了者(いわゆる保安業務員) ※3	○	○	○
協会が行う講習修了者(いわゆる調査員) ※3	○		○ ※2

※1 平成12年4月1日以降の資格取得者、又は再講習を修了した者

※2 質量販売に係る容器・調整器まわりの事項のみ(規則第18条第1号及び第20号イの事項)

※3 6ヶ月以上の実務経験が必要

5. 点検・調査に必要な機器類

●保安業務用機器※1

自記圧力計又はマノメータ
漏えい検知液
ボーリングバー
ガス検知器
一酸化炭素測定器
緊急工具類

●その他

二連球ポンプ
ガス栓付き三方継手
ゴム管
ゴムキャップ
ホースバンド
埋設管腐食測定器
液化石油ガス設備点検調査票※2
ご不在連絡票
身分証明書(資格免状、修了証)
など



機械式自記圧力計



電気式ダイヤフラム式
自記圧力計



漏えい検知液



ボーリングバー



ガス検知器



一酸化炭素測定器

図1-1 点検に必要な機器類

※1 機器類の維持管理は、参考資料の「1. 保安点検器具の維持管理例」(P.90)を参照してください。

※2 調査票は、タブレット等を活用することが可能

6. 点検・調査の業務における相関

点検・調査は下図のような業務分担となる。

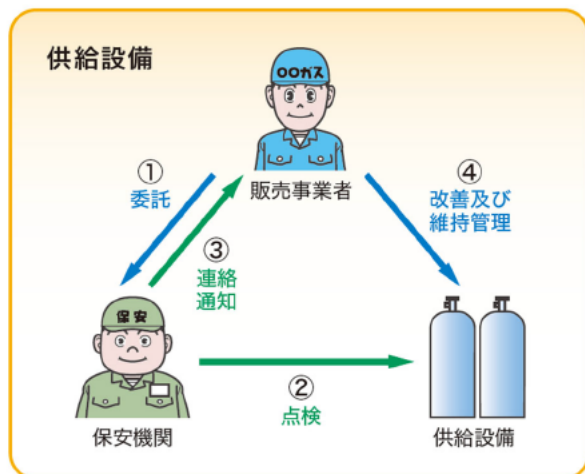
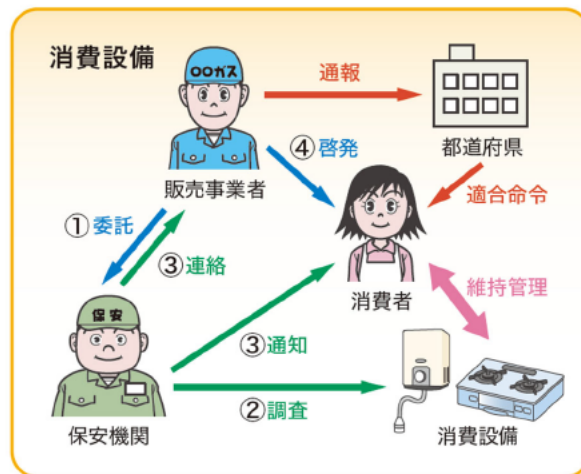


図1-2 業務分担



消費設備は、販売事業者、消費者及び保安機関の三者の連携で維持管理される。

参考

▼販売事業者は、

- ・保安機関に保安業務を委託する場合、委託する保安機関の保安業務の方法及び内容等を把握し、的確な点検・調査が実施されるよう契約に明記する。
- ・保安業務を委託しても、委託した点検・調査の実施及び結果を確認する。
- ・供給設備に不適合な事項が判明した場合は、ただちに改善する。
- ・消費設備に不適合な事項が判明した場合は、消費者に対し改善のための提案・啓発を行う。

※点検・調査の業務フローは、参考資料の「2. 保安機関の点検・調査業務フロー図（例）」（P.94）を参照してください。

7. 保安機関の責務

点検・調査を行う保安機関は、以下の事項について法令上の責任を負う。

- (1) 供給設備の点検及び消費設備の調査の実施スケジュールをたて、法令等で規定された回数（期限内）での実施に責任を負う。



- Q 1** 受託した保安機関が、法令で規定された頻度で調査を行っていなかった消費者宅でガス事故が発生した。原因はガス漏えいで、法令で規定された頻度で調査を行っていれば防ぐことができた。責任は？

- A 1** 保安機関が法令に基づく調査を行っていなかったため、責任は保安機関が負うこととなる。なお、委託した販売事業者の業務主任者等も実施及び結果の確認をしなかったこととなり責任を問われる。

参考

委託した販売事業者の業務主任者等が実施されたこと及び結果について確認する方法

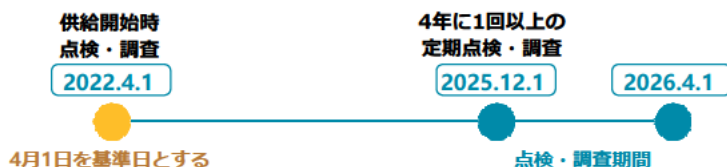
- ①委託した消費者への点検・調査計画を受領し、漏れがないことを確認する。
- ②点検・調査結果の報告を受け、実施されたこと及び結果を確認する。

Q 2 保安機関が点検・調査する場合の期限管理の方法はどうしたらよいのか。また、前回実施日に対して今回実施日のプラスマイナスの扱いはどうすればよいのか。

A 2 保安機関が期限管理する方法として以下の方法が考えられる。
消費者ごとに基準月日を設け、その基準日の前4ヶ月以内に実施すれば、基準月日に実施したとみなされる。一般に、基準月日は供給開始時点検・調査の実施月日となる。

【規則第36条第1項第2号】

(例) 2022.4.1に供給開始時点検・調査を実施した場合4月1日を基準日とし、4年に1回以上の定期点検・調査は、2025.12.1から2026.4.1までに行う。



(2) 保安機関は点検・調査の内容及び結果に責任を負う。

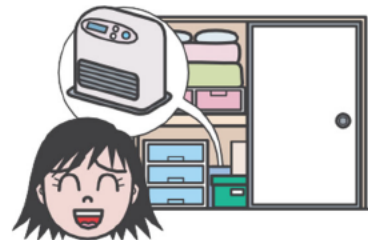


Q 3 受託した保安機関の点検調査員が、ガス漏れを見落としたため事故が発生した。責任は？

A 3 保安機関が責任を負うこととなる。したがって、保安機関は従業員教育及びマニュアルの整備などを的確に行う必要がある。また、点検調査員は有資格者であり、個人にも責任が及ぶおそれがある。

Q 4 保安機関が夏期に消費機器の調査を行ったところ、ストーブなど季節使用の燃焼器具がしまわれていたため調査しないで良いか。

A 4 保安機関は、消費者に所有する燃焼器具が他にないか、口頭でも確認し、ある場合は調査する。



Q 5 受託した保安機関が設備の点検・調査を行ったところ、現行の法令では基準に適合していないが、経過措置では適合している場合はどうすべきか。

A 5 保安機関は、あくまで現行法令に基づく基準、保安業務規程及び委託契約などに基づき実施するのが望ましい。経過措置の適用については販売事業者の責任において判断すべきである。



不適の連絡を受けた販売事業者が経過措置で適と判断した場合は、

①消費者に状況を説明するとともに改善を勧めることが望ましい。

②再調査を保安機関に委託している場合は、保安機関に再調査不要を連絡する。

また、販売事業者自らが保安機関の場合は、保安業務規程又は実施細則等にその取扱いを明記した方が良い。

(3) 消費者及び販売事業者への結果の通知及び連絡についても責任を負う。

- ①供給設備の点検の結果、技術上の基準に適合しないときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果を販売事業者へに通知する。
- ②消費設備の調査の結果、技術上の基準に適合しないときは、消費者に対し基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果を通知する。
- ③点検・調査の結果については、保安機関は販売事業者へに保安業務規程及び委託契約等に基づき連絡する。



Q 6 受託した保安機関が、法令、保安業務規程及び委託契約で規定されていない事項について不適合を見つけた場合、保安機関として通知・連絡・措置をどうすれば良いか？

A 6 保安業務は、あくまで法令、保安業務規程及び委託契約などに基づき実施するものである。しかしながら、液化石油ガスに関わるプロとして液石法上の責務が免除されるとはいえないので、消費者及び販売事業者に対し法定事項では合格であるが、設備の安全上改善すべき事項として通知・連絡はもとより、場合によっては応急措置をすべきであろう。



Q 7 点検・調査結果を保安業務規程及び委託契約書等に基づき販売事業者へに通知・連絡することをおこなった場合の責任は？

A 7 保安業務規程及び委託契約書等に違反したのであり、保安機関が責任を大きく負うと考えられる。

(4) その他

委託契約書に追記されている事項についても責任を負う。

8. 委託契約等の締結

保安機関が保安業務を的確に実施するためには、基本的事項以外に事務処理等、以下の事項について、販売事業者と委託契約書等で定めておく必要があります。

- (1) 消費者のリスト及び情報の内容並びにその授受方法
- (2) 消費者の増減及び設備の変更の連絡の方法
- (3) 点検・調査項目及び方法等の特記事項



Q 8 S型マイコンメータが設置された消費者の点検・調査に当たって、販売事業者から2ヶ月に1回以上の漏えい検知装置及び圧力検知装置の警報表示の有無を確認しているから自記圧力計等による漏えい試験及び調整圧力・閉そく圧力・燃焼器入口圧力の確認は不要と指示を受けた場合どうすべきか。

A 8 S型マイコンメータ等の漏えい検知装置及び圧力検知装置による漏えい試験及び調整圧力・閉そく圧力・燃焼器入口圧力の確認の方法は例示基準第29節及び第30節で示されています。保安機関として運用（採用）するか否かを決める必要があると考えます。従って定期供給設備点検及び定期消費設備調査において運用（採用）する場合は、例示基準第29節及び第30節に規定されているそれらの装置の管理並びにその運用等に係る責任分担を、委託者である液化石油ガス販売事業者との間で明確にしておくことが必要であると考えます。

なお、契約により責任分担を明確にした場合、販売事業者は2ヶ月に1回以上の警報表示の有無を確認し、記録を1年間保存します。



図1-3 S型マイコンメータ

- (4) 法定点検・調査事項以外の取扱い
- (5) 結果等の連絡・通知の方法
- (6) 再調査の取扱い
- (7) 不在・拒否への対応



Q 9 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅を訪問したが、消費者に点検・調査を拒否された。保安機関はどうすべきか。

A 9 保安機関は、消費者の拒否にあい、点検・調査ができなかったので責任を問われることはないが料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における点検・調査の実施について承諾が得られない場合には、販売事業者に対して協力要請し、販売事業者は承諾が得られるように努めること。

なお、消費者の拒否により点検・調査を行わなかった場合、帳簿に記載しなければならない。

点検・調査を行わなかった場合の帳簿記載事項

- ・ 一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ・ 承諾を求めた者の氏名
- ・ 承諾を求めた年月日

Q 10 受託した保安機関が点検・調査のため消費者宅をたびたび訪問したが、消費者等が不在のために点検・調査できなかった。どうすべきか。

A 10 法令上、不在にともなう点検・調査の免除又は延長等は、通達（別添1）第34条（保安機関の業務等）関係（20190308保局第5号 平成31年3月15日制定）に定められている。当該規程に基づき、保安機関は、あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすための工夫を行うこと。

なお、消費設備調査については、3回以上訪問しても消費者等から連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとすることができるが（Q&A 9参照）、この場合にあっては、消費者等先に訪問した際の記録^{*1,2}を残すこと。（Q&A11参照）

*1 ガスメーター、電気メーター、水道メーターの指針記録等

*2 連絡用往復はがき（不在連絡票）等の控え

Q 11 保安機関は、不在の消費者に対し、いかに対応するのが望ましいのか。

A 11 基本的には、保安業務規程又は実施細則等でその対処方法を規定し、保安機関の責任において対処せざるをえない。一般的な運用例を図1-4に示す。

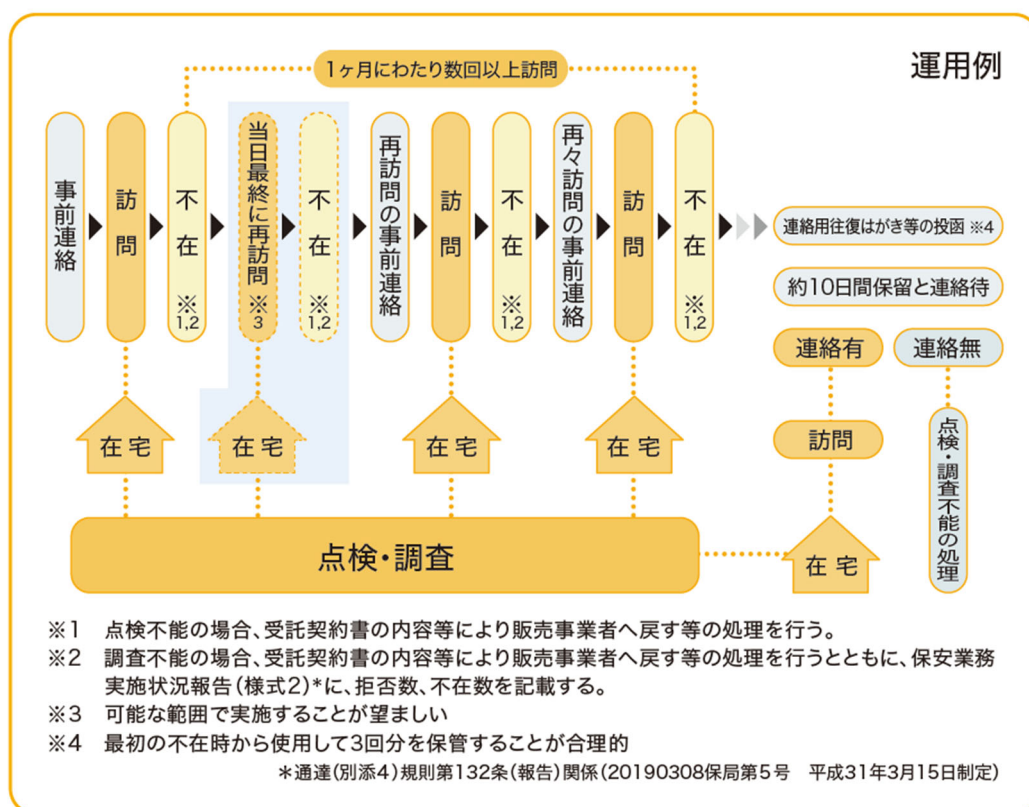


図1-4

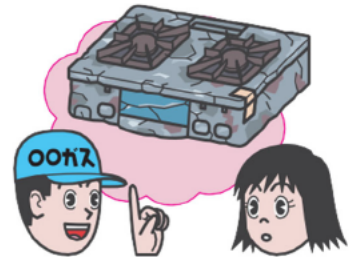
9. 基準に適合していない設備の取扱い

(1) 供給設備

販売事業者は供給設備の維持管理をしなければならない。従って、保安機関が基準に適合していないと判定したものについては、販売事業者は改善しなければならない。なお、どのように対応するかは販売事業者の責任で行う。

(2) 消費設備

消費者は、自ら所有又は占有する消費設備について日常維持管理することになっている。従って、保安機関が基準に適合していないと判定したものについては、消費者が自己責任において対応するため、販売事業者等は改善を強いることはできないが、安全のための提案・啓発を消費者にしなければならない。また、消費設備については、再調査義務が課せられているため、以下の対応をしなければならない。



再調査（規則第37条第3号ロ）

- ①保安機関は、基準に適合するようにするためにとるべき措置等について通知をした日から1月を経過した日以後5月以内に当該通知事項について再び調査を行わなければならない。
- ②ただし、前述①の調査を行った場合は、以降、当該通知事項についての調査を行う必要はない。
- ③なお、当該通知事項が改善されるまで、当該通知事項について1年に1回以上の通知は行わなければならない。



Q 12 保安機関が設備を点検・調査したところ、基準に適合していないため通知及び連絡を行った。設備改善及び再調査等は販売事業者で行うとのことであったため、その後の措置については全く関知しなかったところ、その改善がなされず事故に至った。保安機関はどこまでフォローしなければならないのか。

A 12 保安機関は、あくまで法令、保安業務規程及び委託契約などに基つき点検・調査を実施し、通知及び連絡を確実に実施するのが責務である。従って、その後の改善についての責務はないと考える。しかしながら、再調査の業務を受けている場合は、販売事業者との連絡を密にして、設備が技術上の基準に適合していることを再調査しなければならない。

Q 13 供給開始時に設備が技術上の基準に適合していないと点検・調査の結果判明した場合、販売事業者はどうすればよいのか。

A 13 供給開始は、供給設備及び消費設備ともに技術上の基準に適合していない限りできないと考える。従って、販売事業者は、設備を技術上の基準に適合させるように改善したのちに、供給開始すべきである。このことから、供給開始時点検・調査は販売事業者が保安機関として行うのが最も効率的であるといえる。

10. 記録(規則第131条)

保安機関及び委託した販売事業者は、法令に基づき帳簿を備え、点検・調査業務に関する事項を記録する必要がある。

● 保安機関が記録すべき事項

- ①点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ②点検・調査を行った者の氏名
- ③点検・調査の結果
- ④点検・調査の実施又は通知をした場合は、その内容
- ⑤点検・調査又は通知の年月日
- ⑥調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称
- ⑦調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
- ⑧点検・調査を行わなかった場合（法第34条ただし書きによる）
 - ・一般消費者等の氏名又は名称及び住所
 - ・承諾を求めた者の氏名
 - ・承諾を求めた年月日

● 委託したLPガス販売事業者が記録すべき事項

- ①委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ②委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地
- ③保安業務の結果
- ④供給設備が法第16条の2第1項の技術上の基準に適合しないものであった場合は、それに対して講じた措置の内容
- ⑤消費設備が法第35条の5の技術上の基準に適合しないものであった場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容
- ⑥保安業務を行った年月日

● 保存期間

記載の日から2年間保存する。ただし、次に実施されるまでの期間が2年を超えるものは次回の実施日まで。(販売事業者が保安機関として自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合も同様)

● 帳簿

記録すべき事項は、書面による保存に代えて、パソコン等を活用した電子データによる保存もできる。(次ページ「参考」参照)



Q 14 供給開始時調査及び定期消費設備調査時の帳簿記載事項に燃焼器の製造者又は輸入者、型式及び製造年月が追加されたが、型式等確認が困難な場合はどうすればよいのか。

A 14 長期使用の燃焼器などで表示ラベル、刻印等で型式の特定が困難な場合又は設置状況により燃焼器を取り外さないと特定が困難な場合には「不明」として帳簿に記載することもやむを得ないものとする。ただし、製造者等に照会の上、不足情報について把握することが望まれる。また、調査未実施の燃焼器との違いを明確に確認できるようにしておくこと。なお、燃焼器の全部を取り外し、再度設置する場合は、「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（特監法）」に抵触するおそれがあることに留意すること。

■電子文書法

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）（抄）
（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

■書面保存則

経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年3月29日 経済産業省令第32号）（抄）

（法第3条第1項の主務省令で定める保存）

第3条 法第3条第1項の主務省令で定める保存は、別表第1の上欄※に掲げる法令の同表の下欄※に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

（法第4条第1項の主務省令で定める作成）

第5条 法第4条第1項の主務省令で定める作成は、別表第3の上欄※に掲げる法令の同表の下欄※に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

別表第1（第3条関係）（抄）

法令名	規定
液化石油ガス法	第58条の2第1項(第63条第2項において準用する場合を含む。)及び第81条第1項

別表第3（第5条関係）（抄）

法令名	規定
液化石油ガス法	第81条第1項

※ここでは、この書籍の編集の都合から上欄を左欄と下欄を右欄と各々読替える。

■通達（帳簿関係）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第81条第1項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者等が備え付けるべき帳簿の取扱い等について（平成9年4月1日付 9保安第22号）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者が備えなければならない帳簿については、事業所ごとに、同法施行規則第131条に規定する記載事項が正確に記録されており、かつ、必要に応じ直ちに記載事項の確認ができる状態にあるものであれば、その一部又は全部を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）で記録しても差し支えないこととする。

11.教育訓練

（1）教育訓練の目的

供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検及び定期消費設備調査は、L P ガスによる事故を未然に防ぐために行う重要な確認作業であり、下記の目的を持っている。

- ・法令で規定された技術上の基準を満足していることの確認
- ・設備、機器類の使用状況の確認
- ・事故未然防止のための消費者への情報提供と管理方法の周知

従って、保安機関は、点検・調査を的確に実施するためには点検調査員に対し、教育訓練を行い資質の維持・向上をはかる必要がある。

(2) 教育

教育では、点検・調査の作業の標準化や判断基準の統一化を行うとともに、点検・調査作業の基礎知識を理解させることが必要である。

教育計画立案には、下記の内容を取り入れ実施することが望ましい。

①点検・調査実務に関する事項

作業の標準化及び判断基準を理解させる。

参考

- ・保安業務用機器の取扱説明書……………各メーカー作成
- ・器具類の取扱説明書……………各メーカー作成

②点検・調査に必要な事項

液化石油ガスの物性や設置基準・施工基準を理解させる。

参考

- ・資格取得のためのテキスト類……………高圧ガス保安協会作成
- ・L P ガス設備設置基準及び取扱要領……………高圧ガス保安協会作成
- ・ガス機器の設置基準及び実務指針……………一般財団法人日本ガス機器検査協会作成
- ・業務用ガス機器の設置基準及び実務指針……………一般財団法人日本ガス機器検査協会作成

③保安業務規程

保安業務規程は保安機関が、自ら保安業務の実施方法等を定めたものであり、保安機関の構成員にはすべてを理解させる。

④関係法令

参考

- ・液石法、規則、通達、例示基準等
- ・高圧ガス保安法、液化石油ガス保安規則等

⑤その他

実務に関する事例等による対応方法を徹底する。

- ・ヒヤリハット経験者との座談会
- ・事故事例〔一般財団法人全国L P ガス保安共済事業団又は高圧ガス保安協会ホームページ (<https://www.khk.or.jp/>)〕
- ・朝礼などにおける作業内容及び注意事項の確認

(3) 訓練

①点検・調査実務

点検・調査の実作業の標準化、効率化のために定期的な訓練を行う。

- ・点検・調査測定項目の作業手順
- ・保安業務用機器の使用及び維持管理方法
- ・自記圧力計の校正

②プレゼンテーション等

調査結果を消費者に説明し、消費設備の維持管理に関する責任を理解して頂く機会が多く、プレゼンテーション及び接客マナー等の訓練を行う。

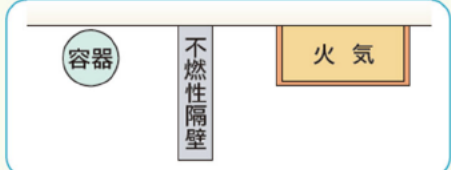
③緊急時の訓練

- ・ガス漏れ火災等への対処方法の訓練を行う。

第2章 容器交換時等供給設備点検

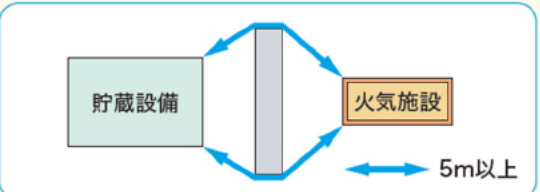
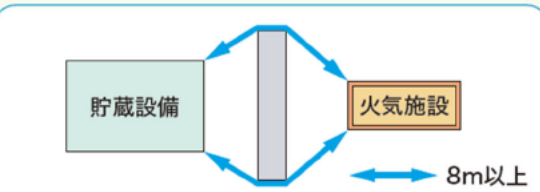
供給設備の点検項目（体積販売の場合）

● 法定項目 ● 自主項目

点検項目	貯蔵能力	判定基準 (根拠条文)	解 説 等
1 設置場所	1t 未満	① 充てん容器が屋外に設置されていれば「良」 ・内容積が20L以上の容器に限る。 ・屋内設置告示で定める地域（内容積が25L未満に限る。）を除く。 規則第18条第1号イ	① 容器は屋外に設置されていること。 ② 車庫、物置及び屋外階段の下等の場合、風通しが良いこと。 （必要に応じて経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市に確認してください。） ③ （貯槽・ポリレク貯槽・ポリレク容器を除く。） 車両等の損傷を受けない場所に設置する。損傷の恐れがある場合は、堅固な防護を施すこと。 ※ 設置場所については屋外を原則としており、屋上・ベランダ等に対する規制はないが、火災等に対する消防活動面から好ましくない。
2 火気までの距離	1t 未満	① 容器設置場所より火気までの距離が2mを超えていれば「良」 ② 上記の距離が確保できない場合、2m以内にある火気を遮る措置を講じてあれば「良」 規則第18条第1号イ 例示基準13	① 容器を置く位置から火気までの距離が2mを超えていること。  図2-1-① 火気までの距離 ② 火気までの距離が確保できない場合は不燃性隔壁で火気をさえぎる措置を講じてあること。  図2-1-② 火気までの距離(2m以下の場合) ※1 不燃性材料とは 対象となる不燃材料の一例（詳細は、建築基準法告示参照） ・コンクリート ・ブロック ・金属板等 ※2 隔壁の設置 イ、隔壁の高さは、容器よりも低くしないこと ロ、隔壁の下から漏えいしたガスが火気の方に流動するおそれがないこと ③ 屋外にある容器から漏えいしたガスが給気口等を経由して屋内の火気の方向に流動するおそれがないこと。 参考 着火源とならない電気設備 （通達 平成28年3月30日付 28商ガ安第8号 別紙1） 着火源とならない電気設備の条件は、以下の3項目を全て満たすこと。 （1）直接裸火をもたないこと。 （2）320℃より高温となる部分がないこと。 （3）接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。或いは接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。 注）日常使用しない接点等（保守及び点検用等）は、接点として扱わない

参考 容器交換時等供給設備点検の回数（頻度）

- ▼ 充てん容器等の交換時（充てん容器等交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）【規則36条表中イ】
・容器交換が毎月複数回の場合 → 毎月1回でも可 ・容器交換が毎月ない場合 → 容器交換時で可
- ▼ 「充てん容器等の交換時（充てん容器等交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差支えない。【通達（規則関係）第36条第4項】

点検項目	貯蔵能力	判定基準 (根拠条文)	解 説 等
3 火気を取り扱う施設までの距離	1t ～ 3t 未 満	① 貯蔵設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離が5m以上確保してあれば「良」 ② 貯蔵設備の外面から火気を取り扱う施設との間に流動防止施設が設けてあれば「良」 規則第18条第2号ロ 例示基準 1 6	① 漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止する措置 火気を取り扱う施設との間に高さ2m以上の耐火性壁類を設け、迂回水平距離で5m以上確保していること。  図2-2 火気施設までの距離(迂回水平距離)
	3t 以 上	③ 貯蔵設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離が8m以上確保してあれば「良」 ④ 貯蔵設備までの外面から火気を取り扱う施設との間に流動防止施設が設けてあれば「良」 規則第53条第1号ハ 例示基準 1 6	② 漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止する措置 火気を取り扱う施設との間に高さ2m以上の耐火性壁類を設け、迂回水平距離で8m以上確保していること。  図2-3 火気施設までの距離(迂回水平距離)

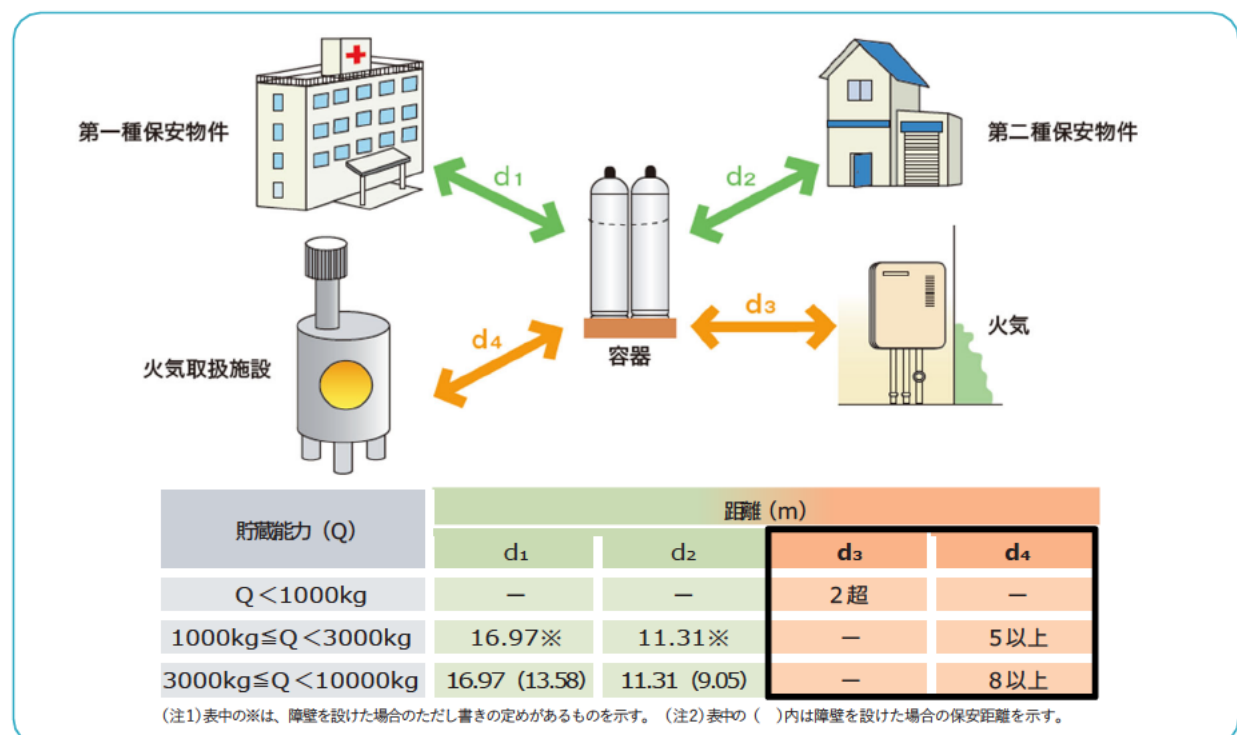
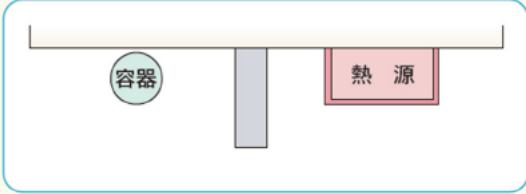
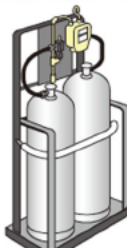
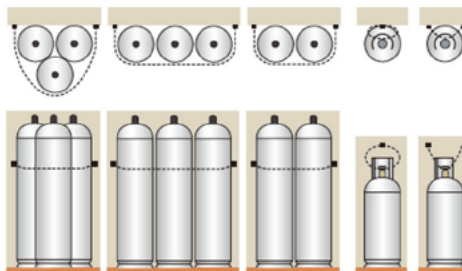
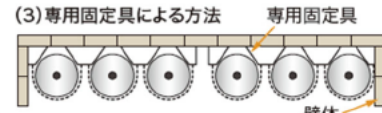
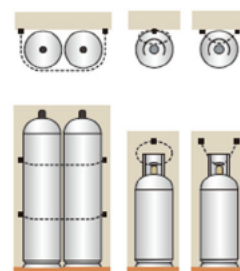


図2-4 火気及び火気を取り扱う施設等との距離(規則第18条及び第53条)

点検項目	貯蔵能力	判定基準 (根拠条文)	解 説 等
4 充てん容器の腐しよく防止装置	1t未満 1t < 3t未満 3t以上	① 充てん容器（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置が講じてあれば「良」 規則第18条第1号ロ 規則第18条第2号リ 規則第53条第1号ヌ 例示基準15	① 充てん容器の腐食防止措置方法（湿気、水滴等） （1）充てん容器全面にわたって十分に塗装してあること。 アルミニウム合金製容器はこの限りでない。 （2）充てん容器は、排水の良い水平な場所又は水平な台の上に置き、容器の底部を乾きやすくすること。  図2-5 容器専用置台 ●現象・被害状況：ガス漏れ ●事故原因：容器底部の腐食 消費者宅の容器からガスが漏れいする事故が発生したが、人的及び物的被害はなかった。屋外に設置されていた容器の溶接部が腐食して穴が開きガスが漏れいしたもので、近所の住民がガス漏れに気づき消防署に通報した。 腐食は、湿気によるものと推定され、容器の設置方法に問題があったものと思われる。
5 充てん容器の温度上昇防止装置	1t未満	① 充てん容器は温度を常に40℃以下に保つ措置を講じてあれば「良」 規則第18条第1号ハ 例示基準8	① 充てん容器を常に40℃以下に保つ措置方法 （1）日光の照射によって当該容器が40℃を超えて加熱される恐れのある場合は、常に40℃以下に保つ措置を講じた場所に充てん容器を置くこと。 （2）日光以外の熱源によって当該容器が40℃を超えて加熱される恐れのある場合は、不燃性の隔壁を当該熱源と充てん容器の間に設けること。 ※不燃性の隔壁 （1）不燃性隔壁で当該熱源による温度40℃以下に保つ場合、不燃性隔壁の高さは当該容器より高くすること。 （2）不燃性材料については、P17「※不燃性材料とは」を参照。  図2-6 日光以外の熱源の場合 参考 液移動について 容器を高圧ホース等で接続した場合、直射日光や冷暖房機器の冷温風等により、容器に温度差が生じると液移動が発生する。また、容器間のガス組成に差があるときも液移動が発生する。 液移動が発生すると、一部容器が過充てんされた状態となり、容器の安全弁が作動する可能性がある。従って、容器を高圧ホース等で接続する場合は、設置・取扱いに十分な注意が必要である。

点検項目	貯蔵能力	判定基準 (根拠条文)	解 説 等
6 充てん容器の転落、転倒、流出防止装置	1t未満	① 充てん容器には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じてあれば「良」 規則第18条第1号二 規則第18条第2号チ 規則第53条第1号リ 例示基準9	内容量が5Lを超える容器に限る。 ① 充てん量10kg以上の容器は水平な台に設置し、かつ、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。 (1) 支柱をコンクリート基礎に埋設したもの  (2) 供給用容器の容器転倒防止方法  (3) 専用固定具による方法  専用固定具 壁体 転倒しないようにしっかりと固定されていること。 図2-7 転倒防止措置例 ●現象・被害状況：ガス漏えい ●事故原因：容器転倒 消費者宅でガス漏えいが発生したが、人的被害はなかった。 チェーンの取り付けが不十分であったため、容器が転倒し、供給管が折損し、ガスが漏えいした。
	1t未満	② 充てん容器等に流出を防止する措置が講じてあれば「良」 規則第18条第1号八 例示基準9	内容量が5Lを超える容器に限る。 ② 浸水のおそれのある地域においては、流出を防止する措置が講じてあること。 ※例示基準9「充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに充てん容器等の流出を防止する措置」を参照してください。 ※浸水のおそれのある地域とは、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1m以上の浸水が想定されている地域とする。 ※令和3年11月30日まではなお従前の例による。令和3年12月1日現に設置されている供給設備及び消費設備においては、令和6年6月1日までは、なお従前の例によることができる。  図2-8 流出防止措置例

点検項目	貯蔵能力	判定基準 (根拠条文)	解 説 等
7 バルブ等の損傷防止	1t未満 1t〜3t未満 3t以上	① バルブ等の損傷を防止する措置が講じてあれば「良」 規則第18条第1号ニ 規則第18条第2号チ 規則第53条第1号リ 例示基準9	① 容器の上部からの落下物が想定される場合は、バルブの損傷防止措置が講じてあること。 (1) 容器、集合装置、調整器等の容器のまわりの設備は、落雪の影響を受けず、積雪に埋没することなく、かつ、容器交換が容易な場所に設置すること。 (2) 落雪を避けるため建物の切妻側又は、軒下に設置する。設置する際にはまきだれに注意すること。 (3) 雪囲い・収納庫による保護方法により設置する。 (4) その他、例示基準9による措置が講じられていること。   図2-9 屋根又はひさし内設置例 図2-10 雪囲いの設置例 ●現象・被害状況：爆発 ●事故原因：高圧ホースの損傷（雪害） 屋根からの落雪により高圧ホースが損傷して、そこからガスが漏えいし、その後、床下を伝わり室内に流入したガスに灯油ボイラーの火が引火し、爆発したものと考えられる。 ●現象・被害状況：酸欠（軽症者1名） ●事故原因：供給管の損傷（雪害） ガス臭に気づき、販売事業者へ連絡した。販売事業者が現場に急行して調査したところ、屋根からの落雪により供給管が損傷し、漏えいしたガスが通気孔から当事者宅の部屋に流入した。当事者は気分が悪いため病院に行ったところ、酸欠と診断された。
8 バルブ・集合装置・供給官・ガス栓の欠陥	1t未満 1t〜3t未満 3t以上	① バルブ、集合装置、供給管、ガス栓は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がなければ「良」 規則第18条第5号 規則第18条第5号 規則第53条第4号	容器と調整器の間に限る。 ① 使用上支障のある1 腐食、割れ等の欠陥がなく、ガス漏れがないこと。 (注) ● 高圧ホースは、膨潤、ひび割れがないこと。 ● 高圧ホースは、交換期限を過ぎていないこと。ただし、交換期限については、保安業務委託契約の内容による。 参考 調整器とガスメーターの間に設置する管として、75 L未満の容器の場合、30cm未満のゴム管の使用ができましたが、経過措置期間（平成12年3月31日）終了につき使用できません。 ※点検時にゴム管が使用されていた場合は、委託者（販売事業者）に交換するよう通知してください。 ●現象・被害状況：ガス漏えい ●事故原因：高圧ホースの接続金具の腐食 消費者宅の容器置場でガスが漏えいする事故が発生したが、人的及び物的被害はなかった。消費者が異常音と臭気に関心し、容器置場に急行したところ自動切替調整器の高圧ホースが外れ、生ガスが吹き出していた。消防署に通報するとともに、隣人の主人に依頼して容器のバルブを締めてもらった。事故原因については、自動切替調整器の高圧ホースの接続金具が腐食して外れ、高圧ホースが調整器本体から抜けてしまい、生ガスが放出した。なお、前3回の容器交換時等供給設備点検の際、高圧ホースの交換を指摘されていたにもかかわらず、交換等の適切な措置を怠っていた。 ●現象・被害状況：ガス漏えい ●事故原因：高圧ホースの損傷 ガス臭がするとの通報が入り、販売事業者が現場に急行したところ、容器バルブ付近からガスが漏えいしているのを発見し、バルブを閉止した。事故原因は、容器に接続している高圧ホースのOリングの損傷であることが判明した。